



茨城県報

第 2457 号

平成25年1月31日

木曜日

目 次

告 示

ページ

- 救急医療協力診療所の指定取消し（医療対策課）…………… 1
- 身体障害者福祉法に規定する医師の指定（障害福祉課）…………… 2
- 障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定（障害福祉課）…………… 2
- 大規模小売店舗の廃止の届出（中小企業課）…………… 3
- 木材業者等の登録（林政課）…………… 3
- 木材業者等としての登録票の書換え（林政課）…………… 4
- 道路の区域の変更（3件）（道路維持課）…………… 4
- 土地区画整理組合の事業計画の変更の認可（都市整備課）…………… 5
- （選挙管理委員会）
- 選挙管理委員会委員長の就任…………… 6
- 委員の解職請求における連署を要すべき選挙権を有する者の法定数…………… 6
- 公 告
- 公共測量の終了（用地課）…………… 6
- 開発行為の工事完了（建築指導課）…………… 7
- 道路の位置の指定（4件）（建築指導課）…………… 7
- 都市計画法による命令（建築指導課）…………… 8
- 入札公告（水産試験場）…………… 8
- 入札公告（下水道事務所）…………… 11

告 示

茨城県告示第64号

次の救急医療協力診療所について、茨城県救急医療協力病院及び診療所に関する規則（昭和52年茨城県規則第11号）第4条第1項第1号の規定による申出の撤回があったので、同条第2項において準用する第3条第2項の規定により告示する。

平成25年1月31日

茨城県知事 橋 本 昌

名 称	所 在 地
医療法人敬愛会丹治医院	常陸大宮市東富町3046-9

茨城県告示第65号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師として、次のとおり指定した。

平成25年1月31日

茨城県知事 橋 本 昌

番号	種目	診療科目	氏 名	医療機関名	所 在 地	指定年月日
1	肢体不自由	脳神経外科	藤 山 陽 子	医療法人聖麗会聖麗メモリアル病院	日立市茂宮町841	平成25年 1月17日
2	心臓機能、呼吸器機能、じん臓機能	小児科	白 石 裕比湖	医療法人厚友会城西病院	結城市大字結城10745-24	平成25年 1月17日
3	心臓機能、呼吸器機能	循環器内科	廣 瀬 雅 裕	医療法人厚友会城西病院	結城市大字結城10745-24	平成25年 1月17日
4	ぼうこう・直腸機能	外科	川 原 英 之	医療法人社団白峰会とき田クリニック	下妻市長塚28-1	平成25年 1月17日
5	心臓機能	循環器内科	山 尾 秀 二	北茨城市立総合病院	北茨城市大津町北町4-5-15	平成25年 1月17日
6	心臓機能	循環器内科	油 井 満	北茨城市立総合病院	北茨城市大津町北町4-5-15	平成25年 1月17日
7	肢体不自由	内科・人工透析内科	佐 藤 勝 重	医療法人社団ときわ会北茨城中央クリニック	北茨城市磯原町豊田1-36	平成25年 1月17日
8	肢体不自由	整形外科	小 松 史	医療法人薫光会小松整形外科医院	ひたちなか市津田3245-1	平成25年 1月17日
9	肢体不自由	整形外科	小 林 裕 明	医療法人社団善仁会小山記念病院	鹿嶋市厨5-1-2	平成25年 1月17日
10	肢体不自由	脳卒中内科、リハビリテーション科	今 村 剛	医療法人社団源守会会田記念リハビリテーション病院	守谷市同地字仲山360	平成25年 1月17日
11	ぼうこう・直腸機能	泌尿器科	石 塚 竜太郎	茨城西南医療センター病院	猿島郡境町2190	平成25年 1月17日

茨城県告示第66号

次の医療機関等について、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定をしたので告示する。

平成25年1月31日

茨城県知事 橋 本 昌

名称	所在地	担当する医療の種類	主として担当する医師の氏名	指 定年月日
太田ネフロクリニック	常陸太田市谷河原町字渋井 1 - 1660	腎臓	酒 井 伸一郎	平成24年 11月1日
西山堂病院	常陸太田市木崎二町931 - 2	腎臓	近 藤 俊	平成25年 1月17日

茨城県告示第67号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定による大規模小売店舗の廃止の届出について、同条第6項の規定に基づき次のとおり公告する。

平成25年1月31日

茨城県知事 橋 本 昌

1 届出者氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 名称及び代表者氏名

株式会社 LIXIL ビバ

代表取締役 豆 成 勝 博

(2) 住所

埼玉県上尾市上298番地の1

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

トステムビバ岩井店

坂東市辺田字稲荷前1213番26 外

(2) 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計

1,476㎡

(3) 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計

0㎡

(4) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が基準面積以下となる日

平成24年8月27日

(5) 変更の理由

店舗を閉店するため

3 届出年月日

平成25年1月22日

茨城県告示第68号

茨城県木材業者等登録条例（昭和36年茨城県条例第6号）第5条第1項の規定に基づき、次の者を木材業者等として登録を行った。

平成25年1月31日

茨城県知事 橋 本 昌

1 木材業者登録

登録 番号	登 録 年月日	住 所 (所 在 地)	氏 名 (代表者氏名)	商 号 (名称)	営業所又は工場		業 種	備考
					所在地	名 称		
1130	H25. 1. 18	水戸市上水戸 4 - 1 - 63	宮田 英一	金木屋材木 店	住所に同じ	商号に同じ	販売業	

茨城県告示第69号

茨城県木材業者等登録条例（昭和36年茨城県条例第6号）第8条第1項の規定に基づき、次の者を木材業者等として登録票の書換えを行った。

平成25年1月31日

茨城県知事 橋 本 昌

区分	登録 番号	登 録 年月日	住 所 (所在地)	氏 名 (代表者氏名)	商 号 (名称)	営業所又は工場		業 種	備考
						所在地	名 称		
変更前	1017	H24. 8. 1	東茨城郡茨城町長岡 3010	雨谷 賢	(有)雨谷木材	住所に同じ	商号に同じ	販売業	
変更後	同上	同上	同上	雨谷 誠治	同上	同上	同上	同上	

茨城県告示第70号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成25年1月31日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成25年1月31日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 西小埜石岡線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員		延 長	摘 要
		メートル		メートル	
石岡市根当11001番6から 石岡市根当11755番1地先まで	旧 (A)	最大	22.0	468	道路区域に一部 を追加
		最小	6.0		
(A)	新	最大	22.0	468	
		最小	6.0		
(B)		最大	43.0	487	
		最小	8.0		

茨城県告示第71号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成25年1月31日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成25年 1 月31日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 西小埜石岡線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
石岡市根当11001番 6 から 石岡市根当11755番 1 地先まで	(A) 旧	メートル	メートル	468
		最大	22.0	
		最小	6.0	
		最大	43.0	
	(B)	最大	43.0	487
		最小	8.0	
新 (B)	最大	43.0	487	旧 道 移 管
	最小	8.0		

茨城県告示第72号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成25年 1 月31日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成25年 1 月31日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 石岡つくば線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要	
石岡市国府三丁目646番 2 から 石岡市石岡字釜沼6823番 2 まで 石岡市国府三丁目646番 2 から 石岡市石岡字釜沼6823番 2 まで 石岡市国府三丁目646番 2 から 石岡市石岡字別所15465番 2 まで	(A) 旧 (B)	メートル	メートル	1,782	
		最大	32.0		
		最小	6.0		
		最大	62.5		
	(C)	最大	43.0	2,056	
		最小	18.0		
石岡市国府三丁目646番 2 から 石岡市石岡字釜沼6823番 2 まで 石岡市国府三丁目646番 2 から 石岡市石岡字別所15465番 2 まで	(B) 新	最大	62.5	2,056	
		最小	6.0		
	(C)	最大	43.0	3,796	旧 道 移 管
		最小	18.0		

茨城県告示第73号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定に基づく、ひたちなか市西古内土地区画整理組合の

事業計画の変更については、次のとおり認可したので、同条第 1 項の規定により告示する。

平成25年 1 月31日

茨城県知事 橋 本 昌

1 事業計画を変更する組合

組 合 の 名 称 ひたちなか市西古内土地区画整理組合

事 業 施 行 期 間 自 平成 4 年 7 月30日
至 平成26年 3 月31日

施 行 地 区 ひたちなか市大字東石川字トウハタ，字堂端，字新堀，字下屋敷，字西古内，字堂宝地，字後原の各一部

ひたちなか市大字高場字高田，字ホウエ下，字房田の各一部

事 務 所 の 所 在 地 ひたちなか市東石川 2 - 12 - 1

設 立 認 可 の 年 月 日 平成 4 年 7 月30日

2 変更認可の年月日 平成25年 1 月31日

~~~~~  
(選挙管理委員会)

茨城県選挙管理委員会告示第 5 号

平成25年 1 月17日開催の選挙管理委員会において、地方自治法（昭和22年法律第67号）第187条第 1 項の規定による選挙の結果、次の者が委員長に就任した。

平成25年 1 月31日

茨城県選挙管理委員会委員長 大 津 晴 也

| 氏 名     | 住 所               |
|---------|-------------------|
| 大 津 晴 也 | 水戸市元山町 1 - 3 - 66 |

~~~~~  
茨城県選挙管理委員会告示第 6 号

漁業法（昭和24年法律第267号）第99条第 1 項の規定に基づく委員の解職の請求における連署を要すべき選挙権を有する者の法定数は次のとおりである。

平成25年 1 月31日

茨城県選挙管理委員会委員長 大 津 晴 也

茨城海区漁業調整委員会 708人

霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会 715人

~~~~~  
**公 告**

●公共測量の終了

測量法（昭和24年法律第188号）第 5 条の規定に基づく公共測量を次のとおり終了した旨通知があったので、同法第39条の規定において準用する同法第14条第 3 項の規定により公示する。

平成25年1月31日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 測量機関 坂東市
- 2 作業種類 公共測量 (基準点測量 3・4級基準点, 3級水準)  
(空中写真撮影 地図情報レベル500)  
(数値地形図データ作成 地図情報レベル500)  
(写真地図作成 地図情報レベル500)
- 3 作業終了日 平成24年11月20日
- 4 作業地域 坂東市内

## ●開発行為の工事完了

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第29条第1項の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成25年1月31日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
那珂郡東海村大字須和間字小松原1253番29, 同番30
- 2 事業主の住所及び氏名  
那珂郡東海村大字須和間1253番地30  
堀 美賀子

## ●道路の位置の指定

建築基準法 (昭和25年法律第201号) 第42条第1項第5号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

平成25年1月31日

茨城県知事 橋 本 昌

| 指定番号          | 指定年月日      | 申請者                                    |                     | 道路の位置       | 道路の幅員及び延長    |               |
|---------------|------------|----------------------------------------|---------------------|-------------|--------------|---------------|
|               |            | 氏名                                     | 住所                  |             | 幅員           | 延長            |
| 県総指令<br>第256号 | 平成25年1月24日 | 有限会社<br>シンエイエ<br>ステート<br>代表取締役<br>薄井和枝 | 日立市千石町3丁目<br>16番27号 | 那珂市杉字南岡614番 | メートル<br>4.20 | メートル<br>34.13 |

| 指定番号          | 指定年月日      | 申請者   |                   | 道路の位置               | 道路の幅員及び延長    |               |
|---------------|------------|-------|-------------------|---------------------|--------------|---------------|
|               |            | 氏名    | 住所                |                     | 幅員           | 延長            |
| 鹿セ建指令<br>第44号 | 平成25年1月21日 | 土子 芳一 | 銚田市当間2372番地<br>20 | 銚田市当間字小沢2365<br>番20 | メートル<br>6.20 | メートル<br>53.72 |

| 指定番号          | 指定年月日      | 申請者   |             | 道路の位置                    | 道路の幅員及び延長    |               |
|---------------|------------|-------|-------------|--------------------------|--------------|---------------|
|               |            | 氏名    | 住所          |                          | 幅員           | 延長            |
| 鹿セ建指令<br>第45号 | 平成25年1月21日 | 平野 文夫 | 行方市玉造甲138番地 | 行方市芹沢字榎本1775番2, 同番4, 同番5 | メートル<br>6.20 | メートル<br>65.70 |

| 指定番号           | 指定年月日      | 申請者   |               | 道路の位置            | 道路の幅員及び延長    |               |
|----------------|------------|-------|---------------|------------------|--------------|---------------|
|                |            | 氏名    | 住所            |                  | 幅員           | 延長            |
| 南セ建指令<br>第230号 | 平成25年1月21日 | 鈴木 茂男 | 石岡市杉並四丁目8番27号 | 石岡市杉並四丁目12215番59 | メートル<br>6.25 | メートル<br>22.67 |

### ●都市計画法による命令

次の建築物は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に違反しているため、平成25年1月17日付けで同法第81条第1項の規定に基づき、平成25年4月16日までに除却することを命じた。

平成25年1月31日

茨城県知事 橋 本 昌

#### 1 命令を受けた者の住所及び氏名

猿島郡境町大字大歩1788番地1  
 有限会社 ユニオンプラスチック  
 代表取締役 田中 静雄

2 所 在 猿島郡境町大字大歩字西原下1788番1, 大字内門字喜五郎下1303番1

3 用 途 工場1棟（平成24年9月25日付け西セ建指令第141-1号で工事施工停止命令を発令した工場）

4 構造・規模 鉄骨造 1階建  
 建築面積 約250平方メートル

### ●入札公告

一般競争入札について次のとおり公告する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

平成25年1月31日

茨城県水産試験場長 高 島 葉 二

#### 1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

A重油 JIS1種1号 400キロリットル（予定数量）

(2) 調達件名の特質等

入札説明書のとおり

## (3) 納入期間

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

## (4) 納入場所

那珂湊港に停泊する漁業調査船（いばらき丸及びときわ）

## (5) 入札方法

ア 入札金額は、1リットル当たりの単価を記載すること。

イ 入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額（消費税及び地方消費税抜き）を入札書に記載すること。

ウ 提出した入札書の引き換え又は変更は認めない。

エ 入札執行回数は、2回を限度とする。

## (6) 落札者の決定方法

茨城県財務規則（平成5年茨城県規則第15号）第146条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

## 2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項の規定に該当していない者であること。

(2) 政令第167条の4第2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。

(3) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項（平成8年茨城県告示第254号）に基づく競争入札参加資格があること。

ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく、指名停止の措置を受けている者でないこと。

なお、新たに入札参加資格を得ようとする者は、所定の資格審査申請書に必要事項を記入のうえ、次に示す場所に申請すること。申請は随時受け付けているが、審査に相応の日数を要するため留意すること。

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県会計事務局会計管理課会計指導室 調度担当

電話 029-301-4875（直通）

(4) 本公告に示した物品を、指定する日時、場所に確実に納入することができることを証明した者であること。

(5) 那珂湊港近隣に備蓄タンクを有し、なおかつ給油船を有すること。

(6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

## 3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の交付場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒311-1203 茨城県ひたちなか市平磯町三ツ塚3551-8

茨城県水産試験場 管理普及部

電話 029-262-4158

(2) 入札説明書の交付期間

入札公告の日から平成25年3月8日までの午前9時から午後5時まで。

ただし、茨城県の休日を定める条例（平成元年茨城県条例第7号）に定める休日を除く。

(3) 一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限

平成25年3月8日（金）午後2時

(4) 入札書の受領期限

平成25年3月28日(木) 午後2時(ただし、郵送による入札の場合は、平成25年3月27日午後4時必着とし、入札書は1回限りとする。)

(5) 開札の日時及び場所

平成25年3月28日(木) 午後2時  
茨城県水産試験場 会議室

4 入札参加資格等の確認

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除

(3) この一般競争入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書及び2(4)及び(5)に係る証明書を添付して、3(1)に示す場所に平成25年3月8日午後2時まで提出しなければならない。なお、提出した書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

(4) 入札参加資格等の確認の結果は、一般競争入札参加資格等確認通知書により回答する。

(5) 前項により不適合の通知を受けた者は、この一般競争入札に参加できない。

5 入札の無効

(1) 次のいずれかに該当する場合の入札は、無効とする。

ア 入札について談合その他不正行為があったと認められるとき

イ 指定の日時までに入札書が提出されないとき

ウ 記名又は押印を欠くとき

エ 誤字又は脱字等により意思表示が不明確である入札を行ったとき

オ 首標金額を訂正した入札を行ったとき

カ 同一の入札に2通以上の入札を行ったとき

キ 同一の入札に他の入札者の代理を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき

ク 代理人が委任状を持参しないとき

ケ 前各号に定めるもののほか、指示した条件に違反して入札したとき

(2) 本公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札並びに本公告に示した入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(3) 一般競争入札参加資格等確認通知書により入札参加資格があると認められた者であっても、資格確認の日から入札日までの間に指名停止措置を受けた者のした入札は無効とする。

(4) 入札時点において2に掲げる入札参加資格のない者のした入札は、無効とする。

6 契約書作成の要否 要

7 その他

(1) 本件調達に係る平成25年度歳入歳出予算案が否決された場合又は執行が停止された場合は、この公告並びにこの公告によって生じた一切の決定、権利及び義務は効力を失う。

(2) 詳細は入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

Fuel oil JIS Class 1 No1 400kl

(2) Time-limit for tender:

Mail delivery: 4:00 p.m. March 27, 2013

Hand delivery: 2:00 p.m. March 28, 2013

(3) Contact point for the notice:

Administrative Section, General Affairs Division,

Ibaraki Prefectural Fisheries Experimental Station

3551-8 Mitsutsuka Hiraisocho, Hitachinaka city, Ibaraki, 311-1203 Japan

Phone: 029-262-4158

~~~~~

●入札公告

一般競争入札について次のとおり公告する。

なお、この入札に係る調達は、1994年マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

平成25年 1 月31日

茨城県鹿島下水道事務所長 會 澤 勝 則

1 入札に付する事項

(1) 購入物品及び数量

次亜塩素酸ソーダ (水処理用) 約1,587,000kg (予定数量)

(2) 購入物品の特質等

購入物品の性能等に関し、仕様書で指定する特質等を有すること。

(3) 納入期間

平成25年 4 月 1 日から平成26年 3 月31日まで

(4) 納入場所

茨城県鹿島下水道事務所 (茨城県神栖市北浜 9)

(5) 入札単位

入札金額は 1 キログラム当たりの単価 (税抜) を記載すること。

単価有効桁は円単位小数点第一位 (10銭単位) までとする。

2 担当部局

〒314-0101 茨城県神栖市北浜 9

茨城県鹿島下水道事務所

物品仕様に関すること担当: 施設第一課

入札事務に関すること担当: 総務課

電話0299-96-2617 ファックス0299-96-1099

3 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第167条の 4 第 1 項の規定に該当していない者であること。

(2) 地方自治法施行令第167条の 4 第 2 項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。

(3) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項 (平成 8 年茨城県告示第254号) に基づく物品調達等競争入札参加有資格者名簿の「大分類09薬品類・小分類 3 化学工業薬品」に登録されている者であること。

ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けている者でないこと。

(4) 本公告に示した調達物品の規格 (仕様) に要求する事項を確実に履行できることを証明した者であること (詳細は、入札説明書及び仕様書による。)

(5) 会社更生法 (平成14年法律第154号) に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法 (平成

11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。(更生計画の認可決定後又は再生計画の認可決定が確定した後に茨城県知事が一般競争入札参加資格の再認定をした者を除く。)

- (6) 茨城県暴力団排除条例(平成22年茨城県条例第36号)第2条第1号から同条第3号に規定する者でないこと。

4 入札説明書の閲覧期間及び場所

- (1) 茨城県物品役務入札情報サービス

ア 期間

入札公告の日から平成25年2月19日午後4時まで

イ URL

<http://ppi2.cals-ibaraki.lg.jp/koukai/do/Accepter>

- (2) 茨城県鹿島下水道事務所

ア 期間

入札公告の日から平成25年2月19日まで(ただし、午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までのみとする。)

ただし、茨城県の休日を定める条例(平成元年茨城県条例第7号)に定める休日を除く。

イ 場所

茨城県神栖市北浜9

5 入札説明書等に関する質問

- (1) 入札説明書、仕様書等に対する質問がある場合は、質問書(様式第3号)を提出すること。

ア 質問受付期間

公告の日から平成25年2月12日(火)午後4時まで。なお、これ以降に到達したものについては、回答しないので留意すること。

イ 質問受付先

2の担当部局

ウ 方法

質問書(様式第3号)に記載のうえ、郵便、ファックスまたは持参により提出すること。

- (2) 質問に対する回答日時及び方法は、次のとおりとする。

ア 日時

平成25年2月14日(木)午後4時まで

イ 方法

2の担当部局において文書による閲覧に供する。

6 入札参加資格等の確認

競争入札参加者は、次のとおり郵便又は持参により、一般競争入札参加資格確認申請書(様式第1号)(以下「確認申請書」という。)に3(4)に係る証明書を添付して提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

- (1) 提出期間

入札公告の日から平成25年2月19日までの午前8時30分から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)

ただし、茨城県の休日を定める条例(平成元年茨城県条例第7号)に定める休日(土曜日、日曜日及び祝祭日)を除く。

- (2) 提出方法

郵便(書留郵便に限る。)又は持参により提出すること。

なお、提出した書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

(3) 提出先

2の担当部局に同じ。

(4) 受付通知及び結果通知

ア 発注者は、郵便（書留郵便に限る。）又は持参により確認申請書を受理した場合は、証明書等受付通知書を発行しない。

イ 発注者は、入札参加資格の合格・不合格について審査し、平成25年3月1日（金）午後4時までに、証明書等審査結果通知書を発行し、ファックスにより通知する。

なお、参加資格が「不合格」の場合は、その理由を付する。

7 入札書の提出方法及び開札場所等

競争入札参加者は、前記5の(2)の「質問に対する回答」を必ず確認し、次のとおり入札書等を提出すること。

(1) 入札書の提出方法

入札書（様式第4号）に必要事項を記入・押印のうえ封書にて、2の担当部局に郵便（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。なお、封書は封かんし、表に入札に係る案件番号及び調達案件名、開札日、入札参加者の商号又は名称を表記し、更に「入札書在中」と朱書きするものとする。

落札決定に当たっては、予定価格に105分の100を乗じて得た価格の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額（小数点第一位まで）を記載すること。また、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじにより落札者を決定する。

(2) 入札書の提出期間

競争入札参加資格の確認を得た日から平成25年3月14日までの午前8時30分から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

ただし、茨城県の休日を定める条例（平成元年茨城県条例第7号）に定める休日（土曜日、日曜日及び祝祭日）を除く。

(3) 開札場所及び日時

ア 場所 茨城県鹿島下水道事務所 会議室

イ 日時 平成25年3月15日（金）午後1時30分

8 入札保証金及び契約保証金

免除

9 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札について談合その他不正行為があったと認められるとき

(2) 入札参加資格がない者がした入札

(3) 電報、電話、電子メール及びファクシミリによる入札

(4) 虚偽の確認申請書を提出した者がした入札

(5) 記名押印を欠くとき

(6) 誤字又は脱字等により意思表示が不明確である入札を行ったとき

(7) 首標金額を訂正した入札を行ったとき

(8) 同一の入札に2通以上の入札を行ったとき

(9) 指定の日時までに郵送（書留郵便に限る。）又は持参により入札書が到着しなかったとき

(10) 証明書等審査結果通知書により入札参加資格があると認められた者であっても、資格確認の日から入札日まで

の間に指名停止措置を受けた者がした入札

- (11) その他公告に示す条件に反した者がした入札

10 落札者の決定等

- (1) 茨城県財務規則（平成 5 年茨城県規則第 15 号）第 146 条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき価格の入札をした者が 2 人以上あるときは、くじにより落札者を決定するものとする。

くじ引きは、落札となるべき同価の入札をした者（くじ対象者）を後日当事務所に招集し、行う。

日程等についてはくじ対象者に対して別に通知する。

くじ引きに参加しない者があるときは、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

- (2) 落札者が決定した場合、落札者へのみ落札通知を行う。

落札者がいない場合は、再度入札を行うこととし、日程等については別に通知する。

11 入札の辞退

競争入札参加者が入札を辞退する場合は、2 の担当部局へ郵便（書留郵便に限る。）又は持参により入札書提出期限までに辞退届を提出すること。

12 再度入札等

- (1) 再度入札は、1 回とする。

- (2) 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。

- (3) 再度入札を行っても落札者がいないときは、その入札における最低価格を入札した者に見積書の提出を求め、随意契約に移行する場合がある。

13 契約書作成の要否

要

14 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 競争入札参加者等は、入札後、この公告、仕様書等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

- (3) 競争入札参加者等又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用は、すべて当該競争入札参加者等又は当該契約の相手方が負担するものとする。

- (4) 新たに入札参加資格を得ようとする者は、所定の資格審査申請書に必要事項を記入のうえ次に示す場所に申請すること。申請は、随時受け付けているが、審査に相応の日数を要するため留意すること。

<申請書の入手、提出及び問合せ先>

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県会計事務局会計管理課会計指導室 調度担当

電話029-301-4875（直通）

詳細は入札説明書による。

- (5) 当該調達に係る平成25年度予算案が否決された場合若しくは執行が停止された場合は、この公告並びにこの公告によって生じた一切の決定、権利及び義務は効力を失う。

- (6) 詳細は入札説明書による。

15 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:

Sodium Hypochlorite 1,583,000kg

(2) Time-limit for tender:

Mail delivery: 4:00 p.m. March 14, 2013

Hand delivery: 4:00 p.m. March 14, 2013

(3) Contact point for the notice:

General Affairs Division,

Ibaraki Prefectural Kashima Sewerage Office,

9 Kitahama Kamisu-shi Ibaraki Prefecture, 314-0101 Japan.

TEL 0299-96-2617

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも 1 月)
休日の場合は繰下発行) (金 3, 0 6 0 円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978 番 6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1 1 1 1 (代)